

第十九回国会 衆議院 厚生委員会 議録 第三十六号

昭和二十九年四月十四日（水曜日）
午前十時四十五分開議

出席委員

委員長代理理事 青柳 一郎君

理事 中川 俊恩君 理事 松永 佛骨君

理事 長谷川 保君 理事 岡 良一君

理事 越智 茂君 理事 助川 良平君

理事 田子 一民君 理事 降旗 徳彌君

理事 安井 大吉君 理事 耳 四郎君

理事 佐藤 芳男君 理事 瀧井 義高君

理事 杉山元治郎君 山口ジエ君

出席政府委員

厚生事務官 久下 勝次君

（保険局長）

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 山本 正世君

四月十四日

委員岡良一君辞任につき、その補欠として今澄勇君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

厚生年金保険法案（内閣提出第二二四号）

船員保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第一三二号）

厚生年金保険及び船員保険交渉法案（内閣提出第一三九号）

○青柳委員長代理 都合により委員長が不在でありますので、私が委員長の職を務めます。

これより会議を開きます。まず厚生年金保険法案、船員保険法の一部を改

正する法律案、厚生年金保険及び船員保険交渉法案を議題とし、質疑を続行いたします。長谷川保君。

○長谷川（保）委員 第三種被保険者の問題であります。政府当局は、第三種被保険者を職業法第四条に規定する事業の事業場に使用され、常時坑内作業に従事する被保険者、いわゆる坑内夫に限つてゐるようであり、坑内夫のみならずたとえ恩給法三十八条におきまする国会における改正等によりまするいゆる不健康業務あるいは労災法、労基法等によりまして、それぞれ規定されております危険業務、不健康業務等があり、あるいは年齢五十才くらいで職場を転換しなればならないという重労働者があると思ふのであります。何ゆゑに坑内夫にだけこれを限つたのであるか、その理由をお示し願ひたい。

○久下政府委員 坑内夫以外の特殊な労働に従事しております人たちに對し、坑内夫同様な特例を設けるかどうかという点につきましては、実はかねてから各方面に御意見があつた点であります。私もいろいろとしましては、本案を作成するにあたりましては、十分その問題も検討はしてみたのでございます。ただ成案を得ますまでは確信をもつて同様の取扱いをしなればならぬといふところまで調査も行き届きませんでしたので、ただいままだ検討の段階にある次第でございます。具体的には、いわゆる高熱労働に従事している人たちがさういふ意味合

いにおいて同様な取扱いをしてもいいのじやないかといふ話が前から出ておるのでございます。しかしながらこれを實際に現場に行つて調査もしたりいろいろ／＼して見たのですが、坑内夫と違ひますところは、非常に短時間に職場の転換ができる。穴の中に入つて終日おられないような環境にある坑内夫等もとれないような環境にある坑内夫と、やはりその点多少の違いもあるといふ点もございまして、さういふ点で、実はただいままでのところはまだ結論を得るに至つておらないのでございまして、もう一つつけ加えて申し上げておきたいと思ひますことは、実は坑内夫につきましては特殊な条件の緩和をいたしておるのであります。が、そのためにまた一面坑内夫からは高い保険料をとつておるわけでありまして、この点がやはり特殊な労働を特別扱いをして参ります上には考へて参らなければならぬ点であると思つております。同時にまた高い保険料をとつておりますと同時に、若干の部分につきましては、実はガラ／＼計算でやつておりますので、精密な区分をして申し上げるわけに参らないのですけれども遠慮的に申し上げますならば、やはり小額の保険料率につきましては、一般労働者の犠牲に對してと申しますか、坑内夫に對して特典が与へられてゐるというふうな関係もまた半面においてあるわけでありまして、それらの点も他の労働者にさういふような累を及ぼしますことについて、検討をし

なければならぬ点であるかと考へておるのであります。従ひまして他の労働者を特別扱いをして、それが一般の労働者の人々に對して何ら影響がないことであるといふことではあります。これはまた比較的問題は簡単でございますけれども、この保険の建前から申しまして、今申し上げたような保険料負担の面についての若干の問題もございまして、さういふ意味合ひにおいても、今検討いたしておるところであります。これは私も否定的に考へておられませんので、研究中であるといふことで御了承を得たいと思ひます。

○長谷川（保）委員 本法案によりますと、坑内夫の諸君の保険料の負担は千分の三十五、一般の方は千分の三十といふことになつておるようでありまして、千分の三十五出しましてなお保険数字から申しまして、他の労働者に負担をかけることになつております。か、今度の改正案は坑内夫とそれ以外の女子を除きました一般労働者とは、全体の数字を一緒にして計算しておるわけでありまして、大体従来の慣例から、一般被保険者の二割増程度の保険料率の負担にしようといふようなことでやつておるわけでありまして、精密に坑内夫だけの分につきましては、脱退などの表をつくり、数字計算をつくるという資料もまだはつきりしたものがございませんで、計算してございませんで、大体遠慮的に申しますれば、船員

の例などと比較してみますと、若干坑内夫が他の一般の方に犠牲をかけていると言つていいのではないかとこの点があるのではないかと。

○長谷川（保）委員 理論的には確かなものではないが、大体さういふことであらうといふ腰だめで考えられる、さういふ意味でございまして。

○久下政府委員 さうであります。○長谷川（保）委員 この第三種被保険者といふ考え方の中には、労働の非常なきつ、従つてある年齢になれば、その労働に従えないといふような強度の問題と、それから不健康あるいは危険といふような意味が含まれてゐるのではないかと想像するのでありますけれども、さういふ考へてよろしいでしょうか。

○久下政府委員 大体におきまして、さういふ点であると思ひます。それにつけ加へますと、先ほど申し上げました職場で労働に従事しながら、簡単に休養等がとれないといふ特別な環境にあるといふことも、坑内夫においては考慮に入つてゐると思つております。

○長谷川（保）委員 御承知のように、恩給法ではたとへば警察職員、監獄職員あるいは先ほど申し上げました今回改正になりました元の恩給法の三十八条の四にありますが危険業務、さういふようなものにつきましては、恩給を授けたいとする資格期間が、たとえば警察職員であります、普通は十七年でありまして、十二年で資格を得るといふことに相なつておるわけでありま

す。恩給法でさように規定してあります。御承知のように厚生年金法は労働者の恩給法と一般には言われており、考えられておるわけでありす。従いまして恩給法でしていらつしやいますものと同様の業務にありす者に對しては、やはり第三種被保険者というように持つて行くべきであるというふうな考へる。どうも先日來の同僚の質疑、それに対しては、單に恩給法等の場合、國家が使用者であるという考へ方だけでなくて、公務員というふうなものに對しましては特別な考へ方を持つてゐる。つまり逆に申しますれば、労働者の方はそれより低いものでよろしいという考へ方のもとに、この法案がつくられてゐるようになつてゐる。今申しましたように、恩給法でちやんとはつきり、警察、監獄職員というふうな危険業務、あるいはまた不健康の業務、あるいは熱処理のための汽機夫、機関車乗務員等々に對して、それ／＼特例を設けてゐるわけでありす。今申しましたような坑内夫だけに限つたという理論的根拠が私には納得できない。これにつきましてもう一度局長の御意見を伺いたい。

○久下政府委員 まず坑内夫だけに特例が設けられておる事情につきましても、先ほど私が申し上げました事情のほか、この制度ができました當時は戦争中でありまして、いわゆる石炭増産が國策としてやかましく言われておりました時代の産物であらうと思ひますが、こういう考へが坑内夫だけに設けられた特別の理由になつてゐるように私も聞いてゐるのでありす。

す。もちろん先ほど申し上げましたような労働の特殊性というものが當然主たる要素でございすけれども、それに加えてそうした事情があると思つてゐるのであります。今回の改正案におきまして坑内夫だけに限りましたのは、そうした実体的な理由と、從來から坑内夫につきまして特例が設けられておりましたので、もちろんこれをやめる理由もございせんので、そのまゝ續けて参ります。それ以外に廣げて行くかどうかということにつきましては、実は恩給法との關係は若干違つて考へてゐるものでございす。と申しますのは、恩給法の制度は多分に勞務管理的と申しますか、そういうふうな考へ方も要素に入つておりました。また特例として取扱ひましたものにつきましても、いわゆる納付金といつておられます。こうした危険業務に從事しておられます者、不健康業務に從事しておられます者と一般の公務員と何らかわらないわけがございす。その点が先ほど私が申し上げた、この制度の中におきまして特殊の勤勞者に特例を設けるかどうかという点と、よほど事情が違つてゐる点であると思ふのでありす。

○長谷川(保)委員 戦時の關係の問題につきましても、戦時の特例といつたしましては、戦時三箇月というふうな坑内夫の特例があつたと思ふのであります。そういうことでありますから、今の局長の御答弁には納得できない。ただ勞務管理の問題があるという点でありますれば、その点ももちろん考へないのではないのでありすけれども、どうもそれだけの考へ方ではあれただけの特例をつける理由として、理由薄弱であると思ふのであります。なぜかならば他に、たとえば給與に對します特例があるわけでありす。それによつて号俸等が違ふのでありますから、そこで勞務管理の点はできてゐるはずであります。でありますから、この第三種被保険者をこの坑内夫のみに限することは不合理であると思ふのであります。その点につきましてはまた他の機会に譲りまして、次に第五條に「厚生年金保險事業の運営に關しては、その大綱につき、あらかじめ、社會保險審議會に諮問するものとす。」といふことがありますが、この大綱といつておられますものは具體的には何を意味しますか、伺いたい。

○久下政府委員 考へ方といつたしましては、ただいま仰せになりましたことと完全に私ども同じに考へておるのであります。ただししなから最初にお話のありました理由の一つ——いろいろそれ／＼の理由をみな私どもは實際問題としては考へなければならぬと思つておられますが、特に重点を置いて御考慮をいただきたいと思ひます。これは財政上の問題でございす。これは昨年國會の御議決を経まして、約六十萬を予定した新規事業所の擴張をいたしたのであります。この關係で私どもは新規適用分として來年度予算にもなお別扱いをいたしておるのであります。これは厚生年金保險の方は八千円で頭打ちをしておりましたのであまりいい例ではございせん。健康保險の例で申し上げますと、從來の適用被保險者の平均標準報酬月額が九千円を突破してございす。昭和二十九年には一萬円を越える予定をいたしておるのであります。ところが昨年の夏、一部改正によつて適用を擴張いたしました分につきましては、その後の実績を見ましても、大体七千円台ぐらゐの標準報酬になるわけがございす。また他の例を申し上げますと、日雇い労働者の制度を健康保險の制度と別制度にいたさなければならぬと申した事情は、やはりこの五十萬を數える日雇い労働者が月額五千円程度の報酬と見ざるを得ないというふうなことになるので、これを一般健康保險の中に抱きかかへることにいたしました。結局は既存の被保險者に對しまして相當大きな影響を与へ、少くとも料率の変更等を行わなければならぬという見通しが立てられましたので、その他の事情も考慮してあの制度を別にした事情もございす。おそらく五人未満の事業所、三百萬を越える被保險者を抱きかかへることになりますと、その標準報酬はさらに昨年擴張分よりもつと低いものと予想しなければならぬと思ふのでございす。そういう意味合いにおきまして、そういう人々たちをこの制度の中に入れますこと、これは同時に健康保險の中にも取入れることになるわけでありす。そうなりますと、保險財政の上に非常に大きな影響を來すものではないかというふうな私は危惧しておるのであります。事務的な問題もございすけれども、そうした面につきまして、私どもとしてはさらに精細に検討してかきませんと、單純に理論上正しいことであるからというだけで取入れられない事情がございす。そこで私どもとしては、昭和二十九年本年度はこの問題につきまして真剣に突は取組んでみたい、調査をしてみたいという心組んであります。そういう点につきまして突が明かになり、いろいろ／＼な基礎的な検討が済みました上で、その影響等も考慮して、できることならば一日も早く適用を擴張するというふうな段階に進みたいと思つておるのでござい

います。

○長谷川(保)委員 当局の将来に對しまするそういう意図のあることを承知いたしましてこの質問を終りまして、次は二十条の標準報酬の問題であります。これはいろいろ問題のあることを私も承知をいたしておるのでございすけれども、しかし標準報酬を一万八千円にとめた。船員保険におきましては三万六千円である。最高第十二級一万八千円にとめたということ、この点はどういう理由によるのでありましようか。船員保険同様になぜ三万六千円に持つて行かなかつたか、あるいは健康保険におきましても三万六千円であるわけでありすが、なぜ持つて行かなかつたか、その理由を承りたいのであります。

○久下政府委員 まず標準報酬のわくを一万八千円にとめましたことは、保険料負担の急激な増高を避けたいというのが根本的な理由でございます。船員保険と取扱ひを区別せざるを得なかつた事情は、ただいま申し上げた事情のほか、船員保険につきましては、御案内のように業務上傷害に對するいわゆる災害補償の制度が一括されておるのであります。これは申すまでもなく事業主負担によつてその最終報酬に基いて生活を保障するというのが建前の制度でもございすので、その意味合いにおきまして三万六千円に引上げておるわけでありす。一面この制度を考えます場合に、それはそれといたしまして災害補償以外のこの年金に相当する面も三万六千円に引上げられておりますので、その点は同様でございすが、ただ今回の案では定額部分に相当重きを置いた給付の仕方を

して行こうという考え方を取入れております関係もございまして、標準報酬のわくはそれほど多く引上げなくてもいいじゃないかというふうな考え方もあるわけでございます。これは絶対的な議論ではございせんけれども、そういうことも関連して考慮されてしやるべきものと思つております。一万八千円に引上げることによりまして、大体統計上で見ますと八〇%を越える労働者は一万八千円の報酬以下でございす。一万八千円を越えて二万円以上の労働者の数というのは全体の労働者の一割何分か、あとで正確に申上げますが、その程度にすぎないのであります。そんな点も考え合せてみまするときには、最初申し上げた労使の急激な負担増を避けるという考え方も、今申し上げた定額制の問題を取入れておるといふことからも、まづ今回の改正としてはこの程度にとどめるのが、実際のところであろうというふうに考えたわけでありす。

○長谷川(保)委員 保険料の負担をこの改正案のように、給付の面におきまして国庫の負担が一割五分、あるいは坑内夫において二割というふうな線に置くから、保険料の負担が非常にきつくなるというところは言えるわけでありすけれども、しかし先ほどお話のように、実収におきましては三万六千円まで持つて参りましても、パーセンテージはそう大きなものではない、従いまして被保険者の方、要するに労働者といひましては、ある程度高級をばむ人々である。そして突数から申します、使用側といひましては、それう大きなものではない。それに国庫負

担というものをこの改正案のように固着いたしましたすればなんでありすけれども、その国庫負担を増額いたしますれば、その問題も解決するのである。一万八千円というところで計算して参りますれば、御承知のように老令年金等の場合に支給されます金額というのは月額にいたしますときわめてわずかである。それではどうい生活がでないかと思つております。従いまして当然三万六千円まで引上げて、そうして何も高い給料をもらつてゐるものを下げて来る必要はないのでありますから、当然そこに上げるべきだと思つております。しかし時間がありせんから、それらについてはまた他の同僚諸君からお話がありましようから……この点で第一級を三万円にしたといふこと、ことに基本年金額の計算の特例の点におきまして、過去のインフレの非常な影響を受けました諸君、たとえば最初におきましては千分の百二十四というふうなことであつたと思ひますが、高い保険料を払つておりました諸君が、その払つて参りました非常な犠牲にもかかわらず、インフレによつて非常にひどい保険給付を受けるに至つてゐる。その高い保険料を払いましたときの大きな犠牲が今日計算される場合には三万円の標準報酬として計算されるというところは非常な不合理であります。この点は私には痛感するのでありますが、三万円という数字にくぎづけました理論的根拠がございすと思ひますが、その理論的根拠をお示し願ひたい。

○久下政府委員 三万円にいたしました理論といふと少し強過ぎるのでございすが、問題はお話のように過去の

標準報酬が低かつた、實際報酬額が低かつた時代の人々を今日の状態においてどう扱うかといふことが問題になるわけでありす。私どもとしてはこれは何らかの方法によつて引上げて今日の実情に合うような給付ができるようにする必要がある、こういうふうな考え方のもとにいろいろ検討いたしましたのでございす。従来のやり方としては特定の時期を抑へまして、たとえば船員保険法の例で申しますと、昭和二十一年の四月以前の標準報酬というものは、一応平均標準報酬の計算をする場合には切り捨てまして、その後の報酬だけを平均して扱うというふうなことをやつた例がございす。また今日船員保険法の一部改正で御提案申し上げておりますのは、昭和二十七年以降の標準報酬を平均して保険期間の報酬を標準報酬とするというふうなやり方をしているものもございす。その点につきましては、これをどうするかといふことをいろいろ実はあつた場合につきまして個々に検討をして来たわけでございます。そのある時期以前のものを切り捨てるといふ処置をとりますと、被保険者としては、いわばその資格を失つたりまた出たり入つたりする場合が多いためでありす。それらをいかに検討してみますと、結局三万円に、最低のものに引上げることによつた方が最も合理的であるという結論に達いたしました。具体的なあらゆる場合を検討した結果そういうことになつたわけでございます。

そこで問題は、御了承いただきたいと思ひますのは、この保険の建前から申しまして、保険給付の財源の主たる

ものは、被保険者及び事業主から徴収する保険料でございます。これが保険給付の財源の主たるものでございまして、結局過去の人々にはやはり当時の貨幣価値としては別でございす。が、少くとも金額としては非常に低い保険料を払つてゐるだけでございす。その金が金として積み立てられてゐるわけでありすので、今日これを保険給付をいたしますには、理論的には実は過去の金額だけを基礎にしてやればいゝわけでありす。それがあまり低いといふので特別の措置としてこういう措置をとつたわけでありす。従いましてこれは引上げることによりまして、その財源措置を考えなければならぬといふことに当然なるわけでありす。それらの点も考え合せては過去の年金を引上げあるいは過去の標準報酬を引上げることによる必要な財源は、将来の労働者に負担をせよといふことはお気の毒であると思ひまして、できれば全額国庫負担でやるべきだといふ理論は持つておつたのであります。この間申し上げたと思ひますが、今回の一般労働者に対する国庫負担を五分だけ引上げをいたしました、その理由として私どもが主張して参りましたのは、一つはこの労使の負担を増すからといふこと、もう一つは今申し上げた財源的には準備しなかつた過去の標準報酬の引上げ、年金の引上げ等そういうものに要する費用の財源等も必要であるので、その両方の理由をもつて国庫負担を引上げて参りたいという要求をして参つたわけでありす。その結果、内容的に分析したわけではございせんけれども、

両方の理由をもつて五分の引上げが行われているというようにもなっているわけであります。従いまして財源負担として、精密には申し上げられませんが、大体的な考え方として申し上げますと、過去の引上げに必要な財源は一部は将来の事業主及び労働者の負担になつており、一部は国庫負担の増として現われているというように御了承いただきたいと思ひます。

○長谷川(保)委員 今日この措置が不当であるというところからいたしまして、一部の労働者の間に更年法の無用論というものが出てくることは御承知のことと存じます。先ごろの本委員会と井堀委員からもこの点強く指摘されたのでありますが、私は三千元にこれをとどめるというのはどうしても不当であると思ふ。少くともこの基本年金額を計算する場合におきましては、特例をもつて引上げなければならぬ。理論的にこの点は追究して参りまして引上げなければならぬ。なぜかなればインフレ自体が国の責任であるというところが一つ、それからいま一つ第二の論拠としては、この積立金は国家が積み立てて資金運用部に持つて行つて国家が使つたのであります。しかも今日民主的な運営ということが相当叫ばれておりますけれども、全然民主的な運営はされておらぬ。この被保険者及び使用者側の言い分というものは何にも通されておらない。やかましいその言い分に対してよろしく、昨年において十億、今年まで入れました三十五億というようなものが還元融資というようになって来ておりますけれども、わずかにそれだけ。その払い込みました保険料というものは国家が資金

運用部に入れて国家の用に使つたのでありますから、当然その損害に對しましては国家が責任を負うべきであります。これを生活にあえいでおります労働者諸君の責任に帰すべきでないというところは当然のことであると思ふのであります。もし理論的にこれを過去におきますとたとえば労働者の払いました保険料を物価指数に合せまして標準報酬を上げて参るとしますれば、何倍ぐらゐが至当とお考えでありますか。標準報酬を何倍に今日したらいと思ひますか、伺いたいのであります。

○久下政府委員 ちよつとただいまの御質問に對しては、簡単にはお答えいたしかねるのでございますが、厚生年金保険の過去の標準報酬の変動を申し上げますと、昭和十七年六月施行以来法律の改正だけでも七回いたしておるわけでありまして、そこでこの七回それぞれ、さらに具体的な個々の被保険者につきまして、その当時々の貨幣価値とを比較して、何倍にしたらいいかというのを出しますことは、私どもとしては簡単に出ないのではないかとと思つておりました、また計算もいたしたことはございません。ただ問題は三千元程度に引上げをどうおこなうかと適當でないのではないかとこの点が御出発の御意見だと思ひます。この点は今お話のような意味における考慮を加へることも、あるいは一つの筋道かもしれないけれども、問題は要するにどの程度まで引上げるかという問題にかかると思ふのであります。いろいろ過去の事例等を——ちよつとインフレ進行中の措置として、先ほど申し上げたような前例もございまして、

この辺のことにつきましては、もちろん今日の貨幣価値に合うように引上げて参ればよろしいのでありますけれども、これは保険の立場からは、率直に申し上げますれば、保険料を納めない人に多額のものをやる、しかも全部それは国家の責任であるのみは言ひ切れなかつたか。もちろん健康保険は三千元でありまして、健康保険とは性質が違ふのであります。将来総合的な国民年金保険に持つて行くというところは、これはどなたもお考えになるところであり、政府当局も考えておると厚生大臣も答弁をしておられる。といたしますれば、将来統合して参りますのに、やはり総合年金保険であります船員保険の方に近づいて行くという考え方を當然すべきでありまして、今ここに改正する以上は四千元という最低をとるべきではないか、しかもただいま申しましたような基本年金の計算の特例という点から申し上げても、三千元というところはどうか考えても低きに過ぎることは一目瞭然であります。これはどなたも異論のないところであると思ひます。なぜ船員保険を四千元にし、基本年金額の計算特例を四千元まで引上げなかつたか、三千元から四千元に上げるといたしまして、保険料といたしましては月十五円の差で、しかも、おそらく今日四千元未満の賃金をとつておられます諸君はまず一人身と考へてよろしいのである、その諸君が十五円より出ないというところは、そう大きな苦痛ではないであらう。けれども、そういうような年金保険料を支払つて参りました方が、過去の五年、十年というものを標準報酬三千元で定められるか四千元

に對しましては、私は非常に不十分だと言わざるを得ないのであります。けれども、議論がどこまでも進みますから、一応これまでいたしまして、船員保険については最低が四千元であります、何ゆゑにこの厚生年金保険におきましては三千元にとどめなければならなかつたか。もちろん健康保険は三千元でありまして、健康保険とは性質が違ふのであります。将来総合的な国民年金保険に持つて行くというところは、これはどなたもお考えになるところであり、政府当局も考えておると厚生大臣も答弁をしておられる。といたしますれば、将来統合して参りますのに、やはり総合年金保険であります船員保険の方に近づいて行くという考え方を當然すべきでありまして、今ここに改正する以上は四千元という最低をとるべきではないか、しかもただいま申しましたような基本年金の計算の特例という点から申し上げても、三千元というところはどうか考えても低きに過ぎることは一目瞭然であります。これはどなたも異論のないところであると思ひます。なぜ船員保険を四千元にし、基本年金額の計算特例を四千元まで引上げなかつたか、三千元から四千元に上げるといたしまして、保険料といたしましては月十五円の差で、しかも、おそらく今日四千元未満の賃金をとつておられます諸君はまず一人身と考へてよろしいのである、その諸君が十五円より出ないというところは、そう大きな苦痛ではないであらう。けれども、そういうような年金保険料を支払つて参りました方が、過去の五年、十年というものを標準報酬三千元で定められるか四千元

できめられるか、これは大きな問題でありますので、私はあらゆる点から考へて、少くとも第一級を四千元には上げるべきだ、こういうふうに思ふのであります。何ゆゑに三千元にされたかについていまたび当局の御意見を伺いたしたのであります。

○久下政府委員 三千元の第一級に該当する被保険者が厚生年金保険においては、二十八年十二月末現在の数字によりまして二十二万八千人おりまして、全体に對する比率は二・九七、約三%に當るわけでございます。これに比較いたしまして船員保険の場合には、最低標準報酬四千元である第一級に該当いたします被保険者は全体で一万一千三百三十四人でありまして、約十五万人の被保険者に對しまして七・五%という数字を占めております。これはなぜと言われましても、実はあまり理由は多くないのです。問題は、被保険者として実際にそれだけの報酬をとつていないのに標準報酬の最低を引上げますと、その分だけ保険料の負担が増すからということ、これは事業主についても同様でございます。そういうことから、現実には少くとも厚生年金保険におきまして、二十二万八千人という三千元該当者がございまして、そのうちから、こういう等級を設けておるわけでございます。船員保険を四千元にいたしましたのは、今申し上げた比率から申しますれば相当無理があると申しますか七・五%も第一級に屬しておる、片方は二・九%にすぎないというような点から申しますと、理論的な説明はちよつとつきがたいと思ひます。社会保険審議会におきまして、法律改正の都度船員保険の方ではこの問題がいつ

もやかましい問題になります。今日でも実は四千円も低過ぎるから五千円にしろというような議論が盛んに叫ばれて論議の焦点になつておるような実情でございます。そこで給付もよくならずため、保険料の若干の負担を増し、ましては給付をよくしたいという考えから四千円というところにきめられておるわけでございます。これはその程度の意味でございます。私どもとしては三千円を四千円にしなければならぬというよりも、むしろ本来これはできるだけ実質資金に合せて行くというのが趣旨でございますので、三割に当るような人がまだ第一級該当者であるという現状から見ましてこの程度はやむを得ないのじやないかと思つておるのであります。

○長谷川(保)委員 私どもの方で各労働組合の諸君の御意見を伺つたところによりますと、保険料の負担が十五円上つてもよいから四千円にしてほしい、こういうことを総同盟、総評ともに申しております。今の保険料負担が多くなつて困るというのは、多分使用者側の御意見が強く反映しているのだと思ふのであります。政府は使用者側の利便を考へて、この最大の関係であります被保険者の要求を無視されたいことは納得が行かないのであります。こういう点はむしろ労働者側を主体として考へるべきである。使用者側といたしましても、四千円に上げても実質上そうたくさんの負担増ではないのであります。今おつしやいました数字から申しましてはつきりいたしております。こういうことは残念だと思ひます。何ら理論的な根拠がなく、単なる資本家の力に押されてこう

いう数字を出されるということでは、私には非常に不当であると思ふのであります。これはまた次の機会に譲りましよう。

次に二十四条の点であります。私まつたこの点について知識がないので教えていただきたいのでございます。第二項の「二以上の事業所で報酬を受ける被保険者」の場合でございますが、届出、徴収の義務者あるいは第二十九条の通知というようにするの、具体的にはどういうようにしてやるのであります。伺いたいのであります。

○久下政府委員 前段は御質問ではございませんでしたが、意見として申し上げさせていただきますが、標準報酬の最低の基準の問題につきましては、私どもはこの法案を国会に提案いたしますまでに、一昨年一回、また昨年の暮からことしにかけて正式に社会保険審議会に諮問いたしましたわけでありまして、その際には労働者の意見といたしまして、資料で差上げてございまして、原案に賛成という意見が出ておるのでございます。むしろその点事業主側は、この三千円にとどめるかどうかというところは何か意見を言つておりません。最高額を上げることについて問題にしておつただけでございます。そういう事情がありまして私どもとしては別に資本家側の意見をつたうことでも何でもございせん。なお労働者側は私どもがこの法案を得ますまでに関係をし、接納をいたしました限りにおきましては、そのお話しは出ておりません。むしろ船員保険部会におきまして、先ほど申し上げたような五千円に引上げるべきだという意見が途

中において出ておつたということだけ申し上げておきます。

二十四条第二項の問題でございますが、これは二以上の事業所に働いておられます場合におきましては、その二以上の事業所で受けておられます報酬額全体を合算したもので標準報酬を定めるというようにしてあるわけでございます。そして具体的な保険料に関する給与の届出等につきましては、もちろん各事業所に届けてもらいます。それから保険料の徴収につきましては、事業所別に届けられたものに基きまして標準報酬を按分をして、それに基づいて保険料の徴収を各事業所にいたします。従いまして保険料徴収の問題につきましては、法律には明確にはしてございせんが、政令で規定をする予定でございます。届出等は各事業所からそれ／＼別個にやつていただくつもりでございます。

○長谷川(保)委員 今の第一段の方につきましては、労働者側の意見を聞いてみますと、労働者本来の主張というものを最後にしておいては撤回したいというように私どもに申しておりますが、そういう事情があることをお含みいただきたいのであります。

少し急ぎますので先へ参ります。二十九条の五項にありますが、事業所が廃止されるというようにすることによりまして、労働者の権利をとることをうっかり忘れておられることが、労働者側に相当あるのではないかと、健康保険であります、みな一応はつきりしておりますから、権利を喪失するといふようなことはありませんが、厚生年金保険のような場合には、事業所が——ことに小さい事業所なんか労働

組合などがしつかりしておらないところ、あるいは福祉関係の課のないようなところでは、事業所が廃止されることによつて労働者がうっかり第四種被保険者になる権利を失つてしまふということがありはせぬかということを中心とするのであります。現実においてそういう例はございませんか。

○久下政府委員 従来実際問題として、通知ができなくて本人に伝達ができなかつたというようなことはあまりないようでありまして、ただ二十九条の関係の通知等に関する規定は、特に今度の改正で明確にいたしました。被保険者の利益保全のために十全の措置をとりたいという意味でございます。実際問題といたしましては、私どもは各事業所ごとに健康保険委員という、実際に健康保険及び厚生年金保険の施行について保険官署の手伝いをお願いします。現場におきましては、被保険者の指導等をしていただく方をお願いしております。現在は二十人以上の事業所には全部置くことにいたしております。これは私どもの事業の一つの措置として、この指導委員には冊子を毎月配付いたしました。新しい状況もお知らせしたり、法律の改正等の解説を加へまして、指導上気をつけていただきたい問題を書きましましたものを配つておるわけでありまして、そういうような方にこのごろ非常に気持よく御協力をお願いしておりますので、あまり問題はなにかもありません。なおしかし二十人未満の事業所まではまだ及んでおりませんので、そういう点につきましては十分注意をいたしたいと思ひます。

○長谷川(保)委員 次に三十三条の問題であります。これは「保険給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基いて厚生大臣が裁定する」ということになつております。たいがいこの者はこの法案を見て参りますと、都道府県知事に異議に対する裁定をさせておるのだらうと思ふのであります。さうであるならばどうか。また同時に、この問題と少し違ひますが何つておきたいのは今日御承知のように都道府県にありますが保険課の職員が何つて、業務はそれ／＼の各府県の関係の業務をいしておるようでありまして、そこで、業務関係と身分関係と一緒にしてほしいという希望が非常に強いのであります。これは私どももつとだと思ふのであります。先般ちよつと厚生大臣に伺ひましたが、十分な御答弁でないようでありまして、将来これをどうなさつて行くか、ついででありますから伺ひたいと思ひます。都道府県にありますが保険課の職員をどうするかという事です。

○久下政府委員 まず三十三条のお尋ねでございますが、これは実際問題といたしましては都道府県知事に実際の事務を委任する予定でございます。ただその場合に委任をされた知事は、厚生大臣の名前による保険証を交する関係もございまして、こういう表現にいたしておいたのでございます。それから異議の裁定はございせんが権利の出ました者が請求をして参りました場合に、一応はつきりしたものをきめて、権利の発生を明確にする意味で証書を交付するために書いてあります。それから地方の保険官署の職員の身分の問題でございますが、会

計法等の規定の關係もございまして、御案内のように、政府が管掌をする保険の保険料の徴収あるいは給付の支払等、国庫金の収入、支出に關する事務を行うことが主たる任務でもございまして、あとの任務はみなそれに付随しての關係でございまして。従いましてこの身分を地方公務員にするということは、現在の建前としてはちよつと無理かと思つてございまして。實際問題として確かにそのために地方公務員が主である都道府県の中におきまして、若干の問題のありますことは私どもも承知いたしておりますけれども、これは都道府県側にも隨時お願いいたしておりますし、また保険官制の職員自体にも氣持の上におきましては十分府県の中に溶け込んで一緒に仕事をするように、また知事その他の上司の指揮も十分に受けて円滑な仕事の運営が行われるようにということを実は口やかましく指導いたしておりますのでございまして。ただいまのところ身分上の問題につきましてこれを基本的に考えるということは、いろいろな制度の關係もございまして、消極的な考え方でございまして。ただ公表してよろしいかどうかはわかりませんが、地方自治法の改正に關連をいたしまして、保険職員及び職業安定、失業關係の職員みないずれも地方事務官という、国家公務員の身分で地方庁の事務をしております。この人たちの身分をどうするかというところ、この問題につきましてはただいま自治庁方面と話し合ひをしております。その結果あるいはもう少しはつきりしたものになるかと思ひますが、その話し合ひにおいても、ただいまのところにおきましては、地方事務官

という制度をやめてしまふという考え方は出ておらない状況でございまして。○長谷川(保)委員 今の問題であります。この点は全国の保険課の職員が、私どもにやはり陳情をして来ておる。給与の問題、恩給の問題あるいは業務自体の問題、相当この人たちがそれだけのことを申しますだけのものがあると思つておる。と、これは實際において地方の保険課へ参りまして、相当やりにくい、こう思つておる。今のお話の、国でやつておる社会保険だからということだけではどうも理由が薄弱であつて、やはり重要な問題は職員の身分の安定であり、また業務の能率的な運営を十分満足してやつていただけないと思ひます。厚生省としましては職員の定員の大きな問題でありますから、いろいろ困難に思われるかもしれませんが、私も、私はやはり職員諸君のために、事業自体が能率的にとにかくやりよく進めるといふことを何といつても一番根本にしなければならぬと思ふ。この点についても一度御意見を伺つておきたいのであります。

と、全体的に二号俸ないし三号俸ぐらゐ低くなつておる。この点は私もとても実は非常に憂慮しておるのです。が、国家公務員全体の給与の建前がございまして、人事院の一定の基準によつて給与の号をきめております關係もございまして、実はいかんともいたしなない状況でございまして。この点は地方公務員と国家公務員との間にそうした差がある、これを調整するというような大きな立場から考へていただかなければならぬものと思つておるわけでございます。仕事のその他の面につきましては、身分の不安定ということはないと私も考へております。なお任用等につきましても、都道府県知事その他の県の首脳部と常に緊密に連絡をとり、その了解のもとにのみ任免をいたしております。それから仕事の面からいへば、先ほど申し上げましたように、両面からいへば、注意もしたりお願いもしたりいたしておるわけでございます。この点は多少の非難もあり不円滑なところがないとは申せませんでした。が、だん／＼改善されておるものと私は考へておる次第でございまして。

三十四条の方に参りまして例の基本年金額及び加給年金額の問題であります。が、これはすでに至るところで、あらゆる場合に指摘されておりますように、いかに額が低いのである。恩給と比べましても、すでに他の同僚議員から指摘されておりますように、実に低い、これで生活ができて行くはずがない、またこれらの質問に對しまして、先般来、生活保護法の二級地から見ればいいのだとおつしやつておる。けれども、生活保護法には教育扶助もあれば、あるいは住宅扶助もあり、医療扶助もあるものであります。基本的な考え方として、保険料を付けておる者が国家扶助、公的扶助を受けておる者す方々よりも低いものであるという考へ方はどうしても私は納得ができません。しかも生活保護法によりまする給付というものは事實は生活がいたしかねる、ほんとうの飢え死しない程度にしかできておりません。それよりも以下である。なるほど二級地におきまして生活扶助で一人の場合は、生活保護法よりも本年金の、たとえば老齡年金の給付というものは高いのであります。が、二人になりますれば低くなつてしまふ。三人、四人となりますればなおさらであります。しかも一方には医療扶助その他各種の扶助がある。本年金にはそれがありません。こんな低いことであつてはならないと思つております。これはどうしても根本的に考へ方をかえなければいかぬ、こういうような二十年もかかまして、そういう食ふこともできないというふうな年金を受ける。しかも先ほど来お話のように今日の労働賃金の水準とい

うものは非常に低いのである。非常に低いのが労働賃金のあり方である。さらにまた退職金の問題もすでに論議されておるのでありますけれども、なるほど名目は、退職金のありますものが事業所の中で九〇％あるというふうな資料をいただいております。けれども、これは実際にそれが幾らもの退職金であるということになります。と、これは実にひどいものである。恩給と比べましてもこれは問題になりません。どうしてもこれは私は納得行かない。すでに公聴会におきましても、あるいは社会保障制度審議会におきましても、これは基本年金を三万六千円にすべきであるということが言われておる。また加給年金にいたしましても恩給と比べましてもいかに低いのであります。どうしてもこういうところに、先ほど申しました労働者に対して一段低いものとして考へになるという考へ方が随所に現れておる。こういうことはその著しいものであります。こういう考へ方は私は根本的にいけません。このことにつきましては、すでに何回も同僚諸君が伺つてあるわけでありまして、私は一言このことに關連をいたしまして、先ほどの質問にも關連をいたしたのであります。少くともこの年金制度の基本年金額を倍額に引上げる必要があるということに強く思ふのであります。先ほど指摘されておるのであります。このことに對するお答えを伺いたいと同時にどうして物価は上昇して行くかと思ふのが、長い目で見まして当然考へられることであります。著しい上昇の場合に備へまして、公聴会等で近藤博士の言われたような、物価が二割以上上り

ますときには自動的にスライドいたしまして給付額を引上げる、こういうようなことがなされるべきであると思ひますが、それに対する御意見を伺ひたいのであります。

○久下府委員 基本年金額及び加給年金額合せた年金額についてのお尋ねでございます。先日来大臣もたび／＼御説明申し上げたように、生活保護費との関係はたゞいまお話の通りであります。ただこの際生活保護費と本制度による年金額との建前の上において、これは申し上げるまでもないことでございまして、御留意いただきたいと思ひます。点は、生活保護法の生活扶助費は臨時措置といたしまして、他に何らの生活のかてのない者に対して扶助される最高額が示されておるわけでございまして、何らかの生活手段を持つておられます人は当然その額から引かれるものであります。この年金額はさうなことは全然顧慮されずに支給されるものであるという点が御留意を願ひたい点でございます。二級地の世帯を構成しない六十歳の男子に給与するものに大体定額が合うというやうな意味で、これはあるいはとつてつけたやうな説明であるかも知れませんが、しかしさういふことも一つのよりどころにもなりますので、そのことを強く御説明申し上げておるのであります。が、要するに問題は保険財政と申しますか財源と申しますか、そういうものとの関連においてもきめられざるを得ないわけでございます。今日大幅な労使の負担増加が可能であるといふことが言えますならば、私どももこの程度でとどめる意思はなかつたのでござい

いたしまして、保険料の負担はあまり上げないように、しかも給付はできるだけそのわく内において厚くというやうなことで、いろ／＼既存の制度に対して制肘を加えたりしたのもございします。たとえば脱退手当金のようなものであります。そういうふうにしてかんなんなものにはできるだけ厚くやりたいというやうな考え方で制度を立てたつもりでございします。

なお生活保護費との関係でも一つ申し上げておきたいと思ひますことは、金額は私どもとしてもこの年金によつて生活をして行ける程度のものを何人にもやりたいという気持においてはおきまして先ほど来お話にも出ておりましたやうに、今日の労働者の中には非常に賃金の低い人が多数ございします。そういう人たちに、かりにこれを四千元とか五千元とかいふものを最低額として給付するやうな案にいたしますと、それより低い給与をとつておられます人たちは、被保険者として保険料を払つておるよりも、資格ができたらさつとやめて遊んでいた方が、年金をもらふ額が多くなるのだからということは、全体の政策としてはおもしろくない。問題はやはり今日やからしく叫ばれております最低賃金制度というやうなものが確立されましたらば、おそらくそのときにはこの年金額についても根本的に顧慮が加えられてしかるべきではないかと思ひます。が、保険の建前でやつておるといふことと、最低賃金制の確立されてないといふ現状におきましては、やはりこの制度のやうな基本的な考え方をとらざるを得ないのではないかとこのやうに思つておる次第であります。

それから物価の上昇に対する将来の対策の面でもございしますが、この点は制度上は必ずしも明白にはなつておりません。保険料率の計算につきまして五年以内ごとに、少くとも五年以内に再計算をするということが後の方の条文に明記してございします。これは条文にもございしますやうに保険給付額、それを検討する材料になつておりまするし、またそれを検討する場合には物価の変動等を当然考慮に入れなければならぬので、保険の給付及びその財源というやうなものは全般を通じて再検討がなされると思ひのであります。そこで当然に物価の変動によつてスライドするといふ書き方はいたしてございせんけれども、実際問題として結果的にはさういふことにならざるを得ないだらうし、またさうすべきだと考へておるのでございします。

○長谷川委員 恩給では御承知のやうに賃金ベースが上ることによつて原則としてスライドしております。でありますから、そのときごとにスライドしております。だから当然スライドすべきだと私は思ふのであります。このやうな点も恩給などと比べて非常に給付を落してある、あらゆる意味で落してあるといふことを残念に思ふのであります。さうして保険料率の計算について五年ごとに計算をし直すといふことでありますから、さういふことが条文に載つておるのでありますから、当然今のお話のやうにその場合には給付についてもやるのだといふことは当然

でありまして、当然なことでありまして、八十一條の料率の再計算に関連してちよつとつけ加えて御説明を申し上げておきたいと思ひます。この八十一條第四項に、保険料率は、保険給付に要する費用の予想額に照して、云々と書いてございします。さういふ意味合いにおきまして、当然私は先ほど申し上げたやうに、保険給付に要する費用というものが前提として話題に上る。その結果保険料率が高まるということになるのであります。大きな変動があるならば当然「少くとも五年ごとに」といふことでありますから再計算をされるものと考えております。その場合に当然スライドするといふことを書いておきますと、同条の第五項にある保険料率のところ、やはり問題を明確にしにおかなければならない事情が起つて参ります。この八十一條の全体の考へ方は、とりあへず五年間程度はこの第五項の保険料率で参りまして、特別な大きな変動がなければ、五年後に再計算をいたしまして、そのときの給付の実態、あるいは予定運用収入等を計算いたしまして、料率をかえて行きたいといふ考へであります。なお大きな影響のありますのは、予定運用収入でありますので、それらの点の利まわりがどうなるかといふことは今日予測ができませんので、今日の段階ではいろいろの場合を予想した資料を差上げておるわけであります。さういふ意味合いにおきまして、当然スライドといふことを表現すると、料率のこともやはりそれに連れて触れておかなければならない事情も出て参りますので、五項に合せた四項の考へ方で、さういふ点はおのずから解決して行くものと考へておる次第であります。

であります。当然なことでありまして、八十一條の料率の再計算に関連してちよつとつけ加えて御説明を申し上げておきたいと思ひます。この八十一條第四項に、保険料率は、保険給付に要する費用の予想額に照して、云々と書いてございします。さういふ意味合いにおきまして、当然私は先ほど申し上げたやうに、保険給付に要する費用というものが前提として話題に上る。その結果保険料率が高まるということになるのであります。大きな変動があるならば当然「少くとも五年ごとに」といふことでありますから再計算をされるものと考えております。その場合に当然スライドするといふことを書いておきますと、同条の第五項にある保険料率のところ、やはり問題を明確にしにおかなければならない事情が起つて参ります。この八十一條の全体の考へ方は、とりあへず五年間程度はこの第五項の保険料率で参りまして、特別な大きな変動がなければ、五年後に再計算をいたしまして、そのときの給付の実態、あるいは予定運用収入等を計算いたしまして、料率をかえて行きたいといふ考へであります。なお大きな影響のありますのは、予定運用収入でありますので、それらの点の利まわりがどうなるかといふことは今日予測ができませんので、今日の段階ではいろいろの場合を予想した資料を差上げておるわけであります。さういふ意味合いにおきまして、当然スライドといふことを表現すると、料率のこともやはりそれに連れて触れておかなければならない事情も出て参りますので、五項に合せた四項の考へ方で、さういふ点はおのずから解決して行くものと考へておる次第であります。

であります。当然なことでありまして、八十一條の料率の再計算に関連してちよつとつけ加えて御説明を申し上げておきたいと思ひます。この八十一條第四項に、保険料率は、保険給付に要する費用の予想額に照して、云々と書いてございします。さういふ意味合いにおきまして、当然私は先ほど申し上げたやうに、保険給付に要する費用というものが前提として話題に上る。その結果保険料率が高まるということになるのであります。大きな変動があるならば当然「少くとも五年ごとに」といふことでありますから再計算をされるものと考えております。その場合に当然スライドするといふことを書いておきますと、同条の第五項にある保険料率のところ、やはり問題を明確にしにおかなければならない事情が起つて参ります。この八十一條の全体の考へ方は、とりあへず五年間程度はこの第五項の保険料率で参りまして、特別な大きな変動がなければ、五年後に再計算をいたしまして、そのときの給付の実態、あるいは予定運用収入等を計算いたしまして、料率をかえて行きたいといふ考へであります。なお大きな影響のありますのは、予定運用収入でありますので、それらの点の利まわりがどうなるかといふことは今日予測ができませんので、今日の段階ではいろいろの場合を予想した資料を差上げておるわけであります。さういふ意味合いにおきまして、当然スライドといふことを表現すると、料率のこともやはりそれに連れて触れておかなければならない事情も出て参りますので、五項に合せた四項の考へ方で、さういふ点はおのずから解決して行くものと考へておる次第であります。

であります。当然なことでありまして、八十一條の料率の再計算に関連してちよつとつけ加えて御説明を申し上げておきたいと思ひます。この八十一條第四項に、保険料率は、保険給付に要する費用の予想額に照して、云々と書いてございします。さういふ意味合いにおきまして、当然私は先ほど申し上げたやうに、保険給付に要する費用というものが前提として話題に上る。その結果保険料率が高まるということになるのであります。大きな変動があるならば当然「少くとも五年ごとに」といふことでありますから再計算をされるものと考えております。その場合に当然スライドするといふことを書いておきますと、同条の第五項にある保険料率のところ、やはり問題を明確にしにおかなければならない事情が起つて参ります。この八十一條の全体の考へ方は、とりあへず五年間程度はこの第五項の保険料率で参りまして、特別な大きな変動がなければ、五年後に再計算をいたしまして、そのときの給付の実態、あるいは予定運用収入等を計算いたしまして、料率をかえて行きたいといふ考へであります。なお大きな影響のありますのは、予定運用収入でありますので、それらの点の利まわりがどうなるかといふことは今日予測ができませんので、今日の段階ではいろいろの場合を予想した資料を差上げておるわけであります。さういふ意味合いにおきまして、当然スライドといふことを表現すると、料率のこともやはりそれに連れて触れておかなければならない事情も出て参りますので、五項に合せた四項の考へ方で、さういふ点はおのずから解決して行くものと考へておる次第であります。

であります。当然なことでありまして、八十一條の料率の再計算に関連してちよつとつけ加えて御説明を申し上げておきたいと思ひます。この八十一條第四項に、保険料率は、保険給付に要する費用の予想額に照して、云々と書いてございします。さういふ意味合いにおきまして、当然私は先ほど申し上げたやうに、保険給付に要する費用というものが前提として話題に上る。その結果保険料率が高まるということになるのであります。大きな変動があるならば当然「少くとも五年ごとに」といふことでありますから再計算をされるものと考えております。その場合に当然スライドするといふことを書いておきますと、同条の第五項にある保険料率のところ、やはり問題を明確にしにおかなければならない事情が起つて参ります。この八十一條の全体の考へ方は、とりあへず五年間程度はこの第五項の保険料率で参りまして、特別な大きな変動がなければ、五年後に再計算をいたしまして、そのときの給付の実態、あるいは予定運用収入等を計算いたしまして、料率をかえて行きたいといふ考へであります。なお大きな影響のありますのは、予定運用収入でありますので、それらの点の利まわりがどうなるかといふことは今日予測ができませんので、今日の段階ではいろいろの場合を予想した資料を差上げておるわけであります。さういふ意味合いにおきまして、当然スライドといふことを表現すると、料率のこともやはりそれに連れて触れておかなければならない事情も出て参りますので、五項に合せた四項の考へ方で、さういふ点はおのずから解決して行くものと考へておる次第であります。

それからお尋ねの本論であります。加給年金の問題であります。配偶者又は子と書いてあります場合は、配偶者と子がありますれば、当然両者を含みます。その一方であります場合は一方というふうに読むのが慣例でございます。

○長谷川(保)委員 そこでそう考えましても、私はこの老齢年金の支給額では食つて行けないと思うのであります。先ほどお話のように日本の労働者の賃金水準は非常に低い。その賃金水準からいまして、老齢になりまして自分の家を建てて持つておるとか、あるいはまた余裕金があるとかいうようなことはほとんど考えられない。私は思うのであります。従つてそういうものをこれで補うというのを期待することは、今日の労働者の生活の実際を見ますれば、無理だと考えるのであります。この料率にあるもので、労働者が生活できると思ひになりますか。それともまた生活ができないと思ひになりますか、伺いたいののであります。

○久下政府委員 これだけで生活をして行けるとは思つておりません。もともこの制度は、私どもとしては一種の防貧的な制度であるというように考へておりますので、生活の有力なる足しになるというふうに考へます。

○長谷川(保)委員 今生活の余裕がないということは、どなたもお考へになるだろうと思ふ。従ひましてこれがほんの生活の足しにしかならぬ、こういう考へ方は私はどうかと思うのであります。国家の恩給に對しましては、これよりはるかにいいものを出しておる。これと比べれば、比べものにならないだけのものを公務員諸君には出しておるのであります。労働者が今日生活の余裕がないということは、これはもう明らかであります。でありますならば国家の一番重要な本をなしておるもの、つまり労働者の生産ということの上に国家社会が立つておるのであります。その国家社会の構造の基本をなしております生産に従ひまする労働者が、その日の生活に毎日追われておつて、しかも二十年保険料をかけて、最後に労働をやめなければならぬという年齢になり、体力が衰えて参りましたときに、食えないような給与しかできない、初めからそういうお考へであることは、これは根本的な間違ひである。私は思うが、一応その問題は別の問題としてしまつて、ことに病氣にでもなつたらどうしようもないと思ひます。従ひまして私は厚生年金保険に對しまして当然健康保険の療養給付の項を準用し、老齢年金を受けます諸君に對して、この厚生年金保険におきまして療養給付をすべきである。そうしなければ、もし病氣になつた場合には、彼らはまったく生活の方途に困ると思ふのであります。この療養給付をするというお考へは、この改正案をつくるにあたりまして全然なかつたのであります。どうか、またそういう考へ方に對してどういうふうにお考へになりますか。

○久下政府委員 今お話の短期給付と私ども言つております療養給付の問題を取上げるということは、この制度の建前としては適當でないと思ひます。少くとも陸上の労働者につきましては、同じ適用範囲を持つております健康保険の制度がございますので、療

養の給付をそういう人に広げる必要があると思ふれば健康保険制度の上において考へべきだと思つております。しかし結局健康保険の制度を適用するといふたし、この年金受給者、少くとも老齢年金受給者というものは被用者でなくなつておりますので、任意継続被保険者というふうな特別な措置を講じなければなりません。そうなりますと保険料を相当大幅に負担をしていただくわけになります。制度として全般的にやりますことはちよつと無理がありはしないかと思つておる。そういう人が病氣になつたら氣の毒ではないかということにつきましても、これは私も思ひます。けれども、これはやはり人によつて違ふであろうと思ひます。ほんとうに困る人につきましては、やはり補完的な制度である生活保護法等が活用されて行くべきであると思つておるのであります。なお、つけ加えてちよつと申し上げますが、厚生年金保険の福祉施設というものがございまして、この法律にも簡単に根拠がございまして、それに基きまして今厚生年金保険の事業としてやつておりますものには身体障害者、年金受給者である身体障害者につきまして、その健康保険による療養の給付期間が切れた者につきまして、なお治療の必要があり、社会に更生できるような人があるといふことは、そういう人々にこの制度のサービスといひまして、若干の人に療養の給付をやつております。これは療養の給付とは言つておりませんが、福祉施設と言つておりますが、そのために全国数箇所にございまして年金病院、これはそういう目的に使うために設けたものでござい

ます。そういう制度は一部分にござい

○長谷川(保)委員 もう時間がございませぬので、たいへん残念なんです。が、あとの質問は次会に留保したいと思ふのであります。最後に一言だけ申し上げておきます。ただいま申し上げたように、確かに一面から申しますならば、国民健康保険が十分に国内に普及しておりますれば、国民健康保険におきまして老後の療養の給付を受けようというところもある程度可能であらうと思ふのであります。今日のような普及の程度におきましては、ことにこれは都市に普及しております都市におきまして、労働者の多くがむしり都市におるというところを考へますと、老齢年金の給付を受けます受給者にとりまして、病氣のときに非常に困ると思ふのであります。これについても十分に考へるべきである。国民健康保険の今申しました長期保険、短期保険という考へ方でも参りますならば、私はそういう考へ方を何ら原則とする必要はないと思ふのであります。もしそういうことであるといふとしても、それならばそれで国民健康保険に對しまする普及の努力をもつしななければならぬ、その努力が今日当局に足らないといふことを指摘いたしまして、あとの質問は、たいへん恐縮であります。次に留保いたします。

○杉山委員 今局長さんが厚生年金には福祉施設があるというお話がございまして、この法案にも「必要な施設をすることができ」と書いてあるものであります。一体その福祉施設として今政府の方ではどういふものを予想しておられるかということをお聞きしたいことと、もしできるならば、先ほど長谷川委員もお話になつておりましたように、今いたくような少額の厚生年金では、一人の人であつても、おそろく老齢年金、特にまた遺族年金では生活ができにくいと思ひます。が、こういう場合に、金銭給付でなしに、政府は特別にこのための福祉施設をするというならば、老人ホームをつくつてどういふ人たちを入れてやるというところで、安心してやつて行けるような福祉施設をする考へがあるのかどうかということも一応伺つておきたいと思ふので、この点についての御意見をひとつ伺いたいと思ふのでござい

○久下政府委員 厚生年金保険の福祉施設として現在実施しておりますのは、先ほど申し上げました病院施設を持つておるということでありまして。これは全国に五箇所ございまして、一箇所現在建設に着手中でございまして。それからそこに入ります年金受給者について、二十九年度の予算では三千万円ほどの予算を計上いたしまして、療養の援護をやつておるわけでございまして。そのほかに、病院に収容しないで、年金受給しながら療養を続けております。こういう人々に對しましては、一人当り年額で、ごくわずかでございまして、二千万程度のお見舞金を差上げるといふような事業も従来から引續いてやつておるわけであります。

そこで老人ホームの問題でございまして、私どもも実は現在その問題について考慮をいたしておる段階であります。ただ實際問題といたしまして、老人ホームをつくり出す場合、どういふ財源でつくつて行くかということが

一つの問題でございます。またつくりました老人ホームの経営をどうするかということが問題でございます。年金の福祉施設として老人ホームをつくり、老齢年金受給者を入れて行く、そういう人が当然入るようなことにするために、相当莫大な建設費と相当莫大な経常費が必要でございます。今御指摘のように、現在受給年金額は非常に少額でございます、とてもその経常費をまかなつて行くには足りませんから、どこからかこれを持ち出さなければならぬ。そういう財源を、一部の人のために保険給付あるいは保険財政の中から支払うということにいたしますと、これは相当な問題であらうと思つておりまして、問題は結局建設費をどこから出すか、また償還を要するとすれば、どうするか、経常費をどういうふうに行つて行くかというやうな問題が、まだ今日の段階では簡単に解決できませんものですから、具体的に年金の福祉施設として老人ホームをつくるということは、まだ検討の段階でございます。

○杉山委員 老人ホームの建設の意図があるが、ただ財源の問題について考へている。そういうことも考へられましょうが、しかしあのたぐさんの積立金と利子をもつて、ときによつたならば利子だけでも国庫によけい入つていふやうな点などを考へてみても、政府がやろうという意図があつたら、そういう問題はできないことはないのではありません。いかにもある一部の人たちに恩恵を施すということになつて一般の保険者に多少の迷惑をかけるのではないか、こういう御意図もあらうと思ひますが、しかし保険であり、また相互扶

助の立場から行くというなら、そういう気の毒な、養老院に行かなければならぬというような人たちのためには、特別の多少の援助はお互いしてもよい、今言う積立金の中からの金でもできるのではないか、こういう考えを私どもは持つておりますが、そこについては政府と私どもの意見の違いになりますから、やむを得ませんからお聞きをいたしませんか、ぜひこの問題についてもつと熱意を持つて考えていただくことができるなら幸いです。ほかのことはまた後日質問します。

○青柳委員長代理 他に御質疑がございませんやうでありますので、本日はこれにて散会いたします。次会は明後十六日金曜日午前十一時、場合によりましては午後まで続きますから、そのおつもりでお願い申し上げます。

午後零時十六分散会

昭和二十九年四月十七日印刷

昭和二十九年四月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局